６ 福 総 組 第 605 号

令和6年11月26日

各市町村長　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福島県市町村総合事務組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者　宮　田　秀　利

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（通知）

　日頃、当組合運営に、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

　さて、本年10月1日から、健康保険において長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品のうち一定の条件を満たした品目）の処方等又は調剤について、選定療養の仕組みが導入されました。これを受けて、他の災害補償制度の取扱いを踏まえ、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和54年条例第13号）（以下「消防団員等条例」）という。）に係る補償においては、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

　長期収載品を処方・調剤した場合等は、労災等の取扱いに準じ次のとおりとします。

１　長期収載品の処方等又は調剤を希望し、「特別の料金」（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の１相当の料金）が徴収された場合、当該「特別の料金」については、消防団員等条例の補償の対象とはなりません。

２　長期収載品の処方等にあたって、医療上の必要があると認められる場合等に該当する場合は、診療費請求明細書又は明細書に添付するレセプト等に理由を記載願います。

３　上記取扱いは、療養補償、外科後処置及びアフターケアに共通する取扱いとします。

（事務担当：吉野　TEL024-522-2373）